

# 相談センターニュース



イメージキャラクター  
たけのこ君

時折、雪が降ったり肌寒い日がありながらも、桜のつぼみがちょっと気になる今日この頃ですが、皆様、いかがおすごしでしょうか？  
この時期は、年度末ということもあって相談の電話も多いようです。  
さて、それでは今月のニュースに移りましょう。

## 相談の現場から ～ 知っておきたい あんなこと こんなこと

Q 先日、父が亡くなりました。遺産は預貯金3000万円だけで、相続人は母と私と弟の3人です。3人の間では、まだ分け方について話し合っていないです。

ただ、先日私の子どもが大学に合格し、その入学金や学費としてまとまったお金が急に必要になったため、すぐにでも私の法定相続分4分の1を一人で払い戻したいと思いますが、可能でしょうか。

A 払戻しをするには、原則として、相続人全員の協力が必要です。

### <解説>

これまで、金融機関において遺産である預貯金を払い戻すときは、相続人間であらかじめ遺産分割の協議をするなどして、相続人全員が協力してその手続きをするという取扱いが続いていました。

一方、裁判所においては、預貯金は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割され、遺産分割の対象にはならないと考えられていました。そのため、相続人の一人からでも、自分の法定相続分に相当する預貯金の払戻しを受けることができました。

ところが、昨年末、最高裁は従来の考え方を改め、預貯金が遺産分割の対象になると判断しました。その理由は、それまでの金融機関の取扱いをふまえ、預貯金の払戻しは相続人全員で行う必要があると考えたからです。

ご質問の件では、早めにお母さんと弟さんと遺産の分け方について話し合い、協力して預貯金の払戻しを行う事をおすすめします。なお、金融機関によってはこれと異なる扱いをしている場合もありますし、また、払戻しの手続に必要な書類もありますので、金融機関の担当者にも早めに相談しましょう。

相談センターニュース、そのころは？

- 今、どのような相談が寄せられているか
- 司法書士がどのような対応をしているか
- 読者の皆様の日頃の悩みを解消するヒントに

それらを分かりやすくお伝えする、それが相談センターニュースのころです。

### お知らせ

 静岡県司法書士会公式 facebook ページを開設いたしました。

アドレスはこちら

↓



Q 自分で遺言書を作成する場合の注意点を教えてください。私達夫婦は子どもがいません。先日、「子どものいない夫婦は、『自分が死亡したら自分の財産全部を配偶者に相続させる』という内容の遺言を残しておくのが良い」と聞き、私は妻と相談して遺言書を1通書きました。先述の内容を私が書き、文末に夫婦連名で署名捺印しました。このような遺言は有効でしょうか。

A 連名で作成した遺言は無効です。夫婦それぞれ、別に遺言書を作成する必要があります。

#### <解説>

遺言書を手書きで作成する場合、法律に定める条件を満たしていないと無効になってしまいます。手書きの遺言書のことを自筆証書遺言といい、遺言をする人が全文、日付、氏名を自書し、印を押さなければならないとされています。

〔無効となる自筆証書遺言の例〕

- ① パソコンで作成印刷
- ② 日付の記載を「平成29年1月吉日」とした
- ③ 連名で1通の遺言書を作成
- ④ 録音や録画によるデータ

今回の場合、面倒でも、夫婦が別に遺言書を作成しなければなりません。

また、条件を満たしていても、遺言の内容が具体的に特定できない遺言書では、遺志を実現できないこともあります。せっかく作った遺言が無効にならないよう、注意して書き遺すようにしましょう。

#### 本の紹介

相談センターニュースの本が発売されました！  
「はい、静岡県司法書士会です！～相続の困りごと、お答えします」



相続手続きのプロである私たち司法書士が **88** の疑問にお答えします。

(発行元 静岡新聞社／本体価格(税抜)1,200円)

お求めは、お近くの書店またはこちら↓で！！

はい、静岡県司法書士会です！

### 司法書士総合相談センターしずおか 常設相談のご案内

#### 【電話相談】

月曜日～金曜日 14時～17時

☎ 054-289-3704

※ 毎週火曜日は 成年後見制度に関する専門の相談員 が担当しておりますので、ご活用ください！

#### 【面談相談】

〈静岡会場〉静岡県司法書士会館 月曜日～金曜日 14時～17時

〈浜松会場〉浜松市福祉交流センター 毎週木曜日 14時～17時

〈三島会場〉三島商工会議所 毎週火曜日 14時～17時

〈下田会場〉下田商工会議所 毎月第3金曜日 13時～16時

〈細江会場〉浜松市北区役所 毎月第1水曜日 13時～16時

〈天竜会場〉浜松市天竜区役所 毎月第1水曜日 13時～16時

※ 各会場とも 予約制 となっております。

お問合せ・ご予約はこちらへ ☎ 054-289-3700

ご相談は無料です！



相続登記 / 遺産分割調停の申立て / 遺言の作成 / 不動産の名義変更 / 会社の登記手続や株式の管理 / 成年後見制度の利用 / 金銭トラブル / 賃貸住宅をめぐるトラブル / 損害賠償請求 / 多重債務相談 …

法律問題でお困りの方、ご活用ください！！